

生産緑地買取申出の手続きの流れ

生産緑地法第10条に基づく生産緑地（特定生産緑地）の買取申出ができる要件、必要書類や手続きの流れ等の概要を、以下にご説明します。

1. 買取申出の要件

以下のいずれかに該当する場合には、買取申出を行うことが可能です。

- ① 生産緑地の指定から30年を経過した場合

[生産緑地法 第10条第1項 参照]

- ② 農業の主たる従事者、または主たる従事者ではなくても、法令で定める割合（※1）以上の従事をしていた者が死亡した場合（相続が発生した場合）。

[生産緑地法 第10条第2項 参照]

- ③ その者が農業に従事できなくなる程の身体的な故障（※2）を有した場合

[生産緑地法 第10条第2項 参照]

※1

- ・ 買取申出があった日に主たる従事者が65歳未満である場合には、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の8割
- ・ 買取申出があった日に主たる従事者が65歳以上である場合には、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の7割

[生産緑地法施行規則 第3条 参照]

※2

- ・ 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

イ 両眼の失明

ロ 精神の著しい障害

ハ 神経系統の機能の著しい障害

ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害

- ・ 1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

[生産緑地法施行規則 第5条 参照]

2. 買取申出に必要な書類等

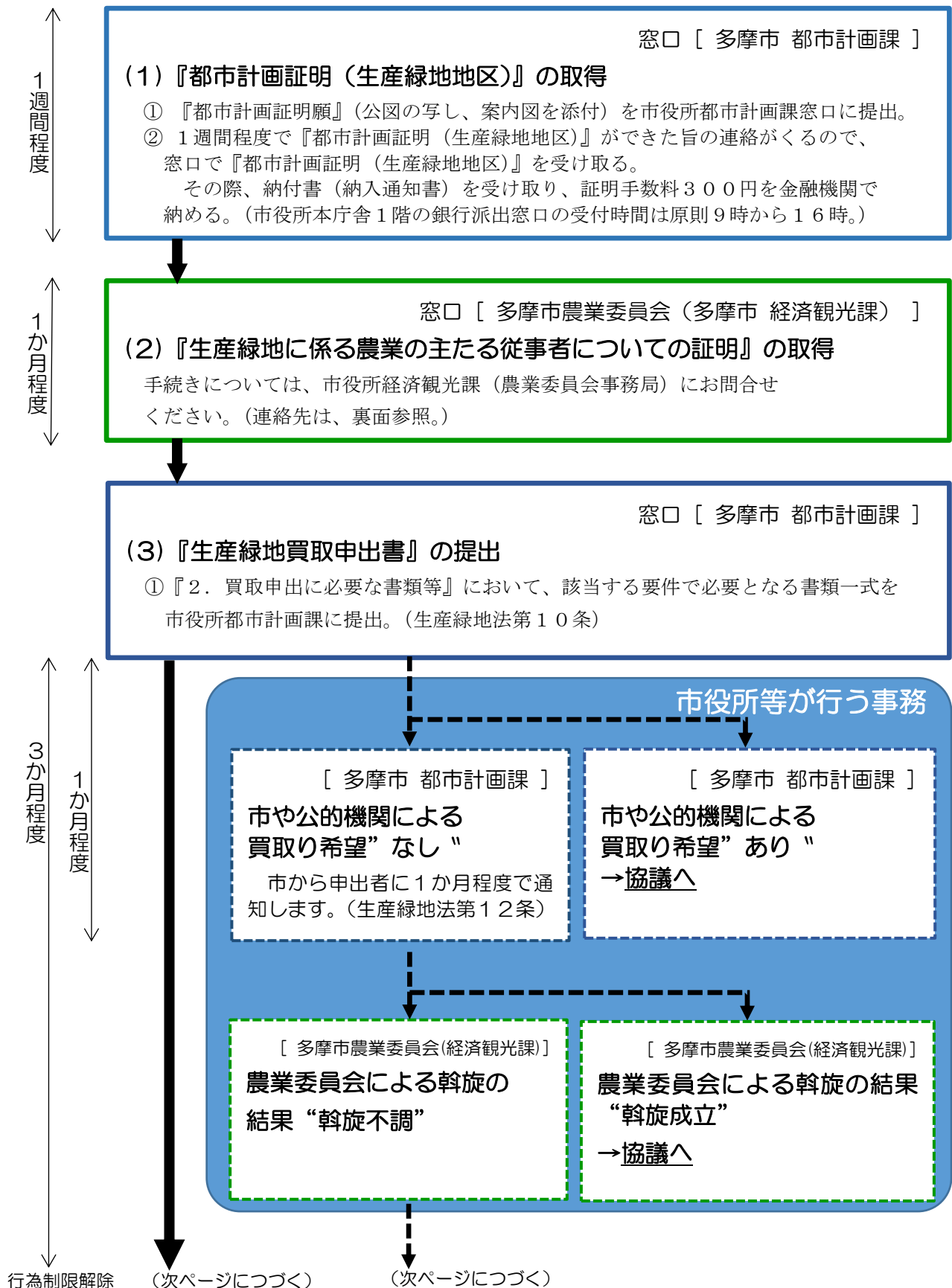
前述の「1. 買取申出の要件」によって、買取申出書に添付する書類が異なりますのでご注意ください。

書類名	要件① 30年経過	要件② 相続	要件③ 身体的故障	留意点 その他関連手続きで 必要となる書類等
ア 生産緑地買取申出書（別記様式第2）	○	○	○	
イ 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書（農業委員会の証明）	—	○	○	「イ」の取得には、あらかじめ生産緑地地区の「都市計画証明」(※1)が必要となります。
ウ 印鑑登録証明書（原本）	○	○	○	関連して必要となる「主たる従事者証明書」の取得時にも添付する必要があります。（但し、これらの手続き時は、原本の提示があれば写しでも可です。）
エ 案内図	○	○	○	写しでも可です。 また、関連して必要となる「都市計画証明」(※1)
オ 公図	○	○	○	「主たる従事者の証明書」の取得時にも添付する必要があります。（これらの手続き時は、原本の提示があれば写しでも可です。）
カ 土地登記簿謄本 （全部事項証明書）	○	○	○	写しでも可です。 また、関連して必要となる「主たる従事者の証明書」の取得時にも添付する必要があります。（これらの手続き時は、原本の提示があれば写しでも可です。）
キ 実測図 公図及び土地登記簿謄本で生産緑地の形が確認できない場合等に提出を求めることがあります。	△	△	△	
ク 委任状 代理人による手続きの場合のみ必要となります。様式は任意ですが、当該生産緑地の所有者全員の記名、押印が必要です。	△	△	△	
ケ-1 遺産分割協議書 既に相続登記が済んでいれば不要です。 （上記「カ」で確認できます）	—	△	—	
ケ-2 医師の診断書	—	—	○	
コ その他	所有権以外の権利がある土地の場合は、その権利者から記入例にあるような書面を提出してください。			

※1 「都市計画証明（生産緑地地区）」の取得には、多摩市都市計画課において手続きが必要です。

凡 例 ○：添付が必要な書類
 △：場合によっては必要となる書類
 —：不要な書類

3. 買取申出に係る手続きの流れ（概要）



(前ページのつづき)

(前ページのつづき)

行為制限の解除

買取申出から3か月以内に所有権の移転がない場合、法第7条から第9条の行為制限が解除されます。市からお知らせをお送りします。

留意点 ～行為制限が解除された後は…～

法第7条から第9条の行為制限が解除された後も、次の都市計画決定（例年11月頃開催予定の都市計画審議会を経て、例年12月頃に生産緑地地区の削除に関する都市計画決定について告示）までは、都市計画法上の生産緑地地区です。

【留意点1】行為制限が解除されても、農地の売買を行うためには農地法の手続きが必要ですので、市役所の経済観光課農政担当までご相談ください。

【留意点2】200(m²)以上の生産緑地を有償で譲り渡そうとするときは、契約の3週間前までに市（都市計画課）に、「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条に基づく届出が必要（一部例外あり）となりますので、市役所の都市計画課計画担当までご相談ください。

【留意点3】5,000(m²)以上（新住宅市開発事業区域においては2,000(m²)以上）の土地の売買、賃貸借契約等を行うときは、契約の3か月前までに、「多摩市街づくり条例」第60条に基づく大規模土地取引行為届が必要となる場合がございますので、市役所の都市計画課計画担当までご相談ください。

市役所等が行う事務

都市計画法上の生産緑地地区の削除 [多摩市 都市計画課]

例年11月頃開催予定の都市計画審議会を経て、例年12月頃に生産緑地地区の削除に関する都市計画決定について告示し、都市計画法上の生産緑地地区を削除します。

標識の撤去

現地に市が設置している生産緑地地区の標識については、告示後に市が撤去・移設する予定ですが、行為制限の解除から告示までの間に所有者の方が撤去したいときは、都市計画課までご相談ください。

お問合せ窓口（多摩市役所）

- 生産緑地地区・都市計画証明に関すること

都市整備部 都市計画課 計画担当 042-338-6856

- 農地・農業委員会に関すること

市民経済部 経済観光課 農政担当

（農業委員会事務局）

042-338-6848